| | |
|---|---|
| ③　男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団については、これを解消することを目指すよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進するよう要請するとともに、特に、女性のいない消防団に対しては、積極的な取組を要請する。また、好事例の周知等により、女性消防団員が活動しやすい環境を整備するよう要請する。 | 内閣府、総務省 |
| ウ　防災施策への男女共同参画の視点の導入 | |
| ①　男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。 | 内閣府、総務省 |
| ②　男女共同参画の視点が地区防災計画に反映されるよう、地域の住民への周知を地方公共団体に対して要請する。 | 内閣府、総務省 |
| ③　避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営等に関する実態調査の結果も踏まえ、避難所運営マニュアルの整備等を含め、地方公共団体等に対して取組を要請する。 | 内閣府 |
| ④　災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知するよう、地方公共団体等に対して要請する。 | 内閣府 |
| ⑤　防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。 | 内閣府、総務省、関係府省 |
| ⑥　消防団、水防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、人権擁護委員、男女共同参画センター等、関係する機関・団体が合同で研修や訓練を実施し、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及する。 | 内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省 |
| ⑦　男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を行うとともに、地方公共団体や男女共同参画センターに先進的な取組事例等の情報提供を行うなどの支援を行う。また、女性リーダーが地域防災の現場で活躍できる仕組みを検討する。 | 内閣府、総務省 |
| ⑧　防災施策の立案及び実施に当たっては、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させる。また、事前の備えや避難行動等に関して、多様な住民に対する学習機会の拡充を図る。 | 内閣府、関係府省 |
| ⑨　平常時及び災害時における男女共同参画センターの役割を明確化し、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、地方公共団体等に対して要請する。 | 内閣府 |
| ⑩　男女が置かれている状況を客観的に把握するため、被災者及び災害対応を行う者に関して男女別データの整備に努める。 | 関係府省 |
| ⑪　防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるよう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にする。 | 関係府省 |

2　復興における男女共同参画の推進

| 施策の基本的方向 |
|---|
| 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。<br>東日本大震災の被災地においては、復興過程における男女共同参画を一層推進する。 |

| 具体的な取組 | 担当府省 |
|---|---|
| ア　復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | |
| ①　復興に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。 | 内閣府 |
| ②　復興計画の策定や推進のための委員会等において、女性委員の割合について、30％目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。 | 内閣府 |
| ③　被災地の住民との合意形成が重要となる復興まちづくりに当たっては、協議会等の構成員への女性の参画を拡大するよう要請する。 | 内閣府 |
| イ　東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 | |
| ①　各種の復興施策の実施に際して、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させることができるよう、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女性を始め、多様な住民の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地域の課題等を把握することを要請する。 | 復興庁 |
| ②　被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応を含め被災者や支援者等の双方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどの内容を盛り込む。 | 内閣府、復興庁 |
| ③　被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。また、仮設住宅や災害公営住宅における孤立等を防止する取組の事例等の情報を提供する。 | 復興庁 |
| ④　復興に係る統計情報等について、統計情報等の取得の目的等を考慮し、地方公共団体等の協力を得ながら男女別データを把握し、まちづくり等の復興施策への活用を働きかける。なお、被災地の住民の意向を調査する場合には、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公共団体等に対して、調査方法や集計方法の工夫を働きかける。 | 復興庁 |

3　国際的な防災協力における男女共同参画

| 施策の基本的方向 |
|---|
| 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議及び第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015―2030」等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施するとともに、我が国の知見と教訓を国際社会と共有する。 |

| 具体的な取組 | 担当府省 |
|---|---|
| ①　我が国の経験を国際社会と共有し、災害に強靭な社会を構築するためには、様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることを国際社会に発信する。発信に当たっては、ＮＧＯ等と連携する。 | 内閣府、外務省 |
| ②　防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議及び第３回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015―2030」等が求める事項が国内において着実に実行されるよう取り組む。 | 内閣府、総務省、外務省 |
| ③　「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年３月14日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。 | 外務省 |